

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	予備自衛官等が招集に応じやすい環境の整備に向けた取組 －予備自衛官等兼業特例法案の概要－
著者 / 所属	天池 恭子 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	484号
刊行日	2026-5-22
頁	3-12
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20260522.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20260522.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 予備自衛官等が招集に応じやすい環境の整備に向けた取組

## — 予備自衛官等兼業特例法案の概要 —

天池 恭子

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 予備自衛官等の制度の概要
3. 予備自衛官等の充足率の状況
4. 予備自衛官等に係るこれまでの主な施策
5. 本法律案の概要
6. おわりに

### 1. はじめに

令和8（2026）年4月3日、「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案」（閣法第50号）が閣議決定され、国会に提出された。本法律案は、予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資するよう、予備自衛官等が招集に応ずるための環境を整備するとともにその職務の重要性に対する国民の関心と理解を深め、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るため、国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合における国家公務員法、地方公務員法等の特例の措置を講ずるものである。

本稿では、本法律案提出の背景となる予備自衛官等の制度をめぐる状況を概観した上で、本法律案の概要を紹介することとしたい。

### 2. 予備自衛官等の制度の概要

国家の緊急事態に必要な大きな防衛力を日頃から保持することは効率的でないため、事態の推移に応じて必要な自衛官の所要数を早急に満たすことができる予備の防衛力が必要になる。そこで、我が国では、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の制度を設け、常備自衛官を補完している。予備自衛官及び即応予備自衛官は自衛官経験者等が対象であり、予備自衛官補は自衛官未経験者等が対象である。

予備自衛官等には、招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給される。また、公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施される。予備自衛官等の身分は、非常勤の特別職国家公務員である。

### (1) 予備自衛官制度の概要

予備自衛官制度は、自衛隊発足と同じ昭和29（1954）年7月に陸上自衛隊に導入され、昭和45（1970）年5月に海上自衛隊に、昭和61（1986）年12月に航空自衛隊にそれぞれ導入された。

予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令を受けて自衛官となり<sup>1</sup>、第一線の部隊が出動した後の駐屯地の警備、後方支援、避難住民の救護・誘導等、災害救助活動等の任務に当たる。令和7（2025）年3月31日現在、現員は31,744人である。

予備自衛官の採用年齢は、退職時の階級に応じ、1佐から3曹が62歳未満、士長から2士が55歳未満となっている。任期は3年であり、継続任用が可能である<sup>2</sup>。任用可能な上限年齢は65歳未満であるが、予備自衛官（技能）の一部（衛生、陸上自衛隊の整備・電気・建設・放射線管理、海上自衛隊の船舶、航空自衛隊の語学）を対象に任用可能な上限年齢が試行的に廃止されている。予備自衛官の階級は、元自衛官、元予備自衛官、元即応予備自衛官については、原則として退職時の階級が指定され、後述の予備自衛官補から任用される場合には、2士（一般）又は技能資格や経験年数に応じて2佐から3曹（技能）が指定されることになっている。訓練日数は、年5日で運用されている<sup>3</sup>。

予備自衛官には、防衛招集、国民保護等招集及び災害招集に応ずる義務を負っていることに対して、予備自衛官になった月から予備自衛官でなくなった月まで、毎年2月、5月、8月、11月の各月に月額13,100円の予備自衛官手当が支給される。また、訓練招集命令に応じなければならないことから、招集に応じて訓練に従事することに対して、訓練招集に応じた期間1日につき11,600円の訓練招集手当が支給される<sup>4</sup>。さらに、3年の任期を良好な成績で勤務すると、勤続報奨金として70,000円が支給される。

### (2) 即応予備自衛官制度の概要

即応予備自衛官制度は、平成10（1998）年3月、予備自衛官よりも即応性の高い制度として陸上自衛隊に導入された。

即応予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において、常備自衛官と同様の任務に当たる。令和7（2025）年3月31日現在、現員は3,859人である。

即応予備自衛官の採用年齢は、退職時の階級に応じ、2尉から1曹が53歳未満、2曹及び3曹が52歳未満、士長及び1士が50歳未満となっている。任用可能な上限年齢は、自衛

<sup>1</sup> 平成14（2002）年3月に招集区分に災害招集が追加された。

<sup>2</sup> 継続任用時に65歳に達する日までの間が3年に満たない場合には、3年未満の任用期間を設定できる。

<sup>3</sup> 自衛隊法では、第71条第3項において、1年を通じて20日をこえないものとされている。

<sup>4</sup> 予備自衛官補（一般）から任用された予備自衛官が即応予備自衛官となるための訓練招集に応じた期間については、1日につき13,900円が支給される。

官の定年年齢となっている。任期は3年であり、継続任用が可能である<sup>5</sup>。即応予備自衛官の階級は、原則として、元自衛官及び元予備自衛官の退職時の階級が指定されることになっている。訓練日数は、年30日である。

即応予備自衛官には、防衛招集、国民保護等招集、治安招集及び災害等招集に応ずる義務を負っていることに対して、即応予備自衛官になった月から即応予備自衛官でなくなった月まで、毎年2月、5月、8月、11月の各月に月額19,700円の即応予備自衛官手当が支給される。また、訓練招集命令に応じなければならないことから、招集に応じて訓練に従事することに対して、訓練招集に応じた期間1日につき、階級に応じて18,200円（1士）～27,200円（2尉）の訓練招集手当が支給される。さらに、3年の任期を良好な成績で勤務すると、勤続報奨金として215,000円が支給される。

### （3）予備自衛官補制度の概要

予備自衛官補制度は、主として自衛官未経験者を予備自衛官補として採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度であり、平成14（2002）年3月に陸上自衛隊に、平成28（2016）年5月に海上自衛隊に導入された<sup>6</sup>。

予備自衛官補には、駐屯地の警備や後方支援等の任務を実施する予備自衛官になる一般のコースと医療従事者や語学要員等の予備自衛官になる技能のコースがある<sup>7</sup>。一般の場合は3年以内に50日間、技能の場合は2年以内に10日間、教育訓練に参加し、必要な知識や技能を修得し、教育訓練を修了すると予備自衛官に任用される<sup>8</sup>。令和7（2025）年3月31日現在、現員は3,030人である。

予備自衛官補の採用年齢は、一般の場合は18歳以上52歳未満、技能の場合は18歳以上で技能区分に応じ53歳から55歳未満となっている。

予備自衛官補は、教育訓練招集命令に応じなければならないことから、招集に応じて教育訓練に従事することに対して、教育訓練招集に応じた期間1日につき9,300円の教育訓練招集手当が支給される。

### （4）予備自衛官及び即応予備自衛官の活動状況

予備自衛官及び即応予備自衛官は、地震や台風等の際に招集され、活動に従事している。東日本大震災（2011年）、令和元年東日本台風（2019年）、令和2年7月豪雨（2020年）及び能登半島地震（2024年）においては予備自衛官及び即応予備自衛官が、熊本地震（2016年）、平成30年7月豪雨（2018年）及び北海道胆振東部地震（2018年）においては即応予備

<sup>5</sup> 継続任用時に自衛官の階級に応じた定年年齢までの間が3年に満たない場合には、3年未満の任用期間を設定できる。

<sup>6</sup> 令和6（2024）年8月の第3回人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会（中間報告）では、令和8（2026）年度以降に航空自衛隊に予備自衛官補制度を導入することが提言されている。

<sup>7</sup> 技能区分は、衛生、語学、整備、サイバー（システム防護）、情報処理、通信、電気、建設、放射線管理、法務、人事、船舶である。

<sup>8</sup> 3年以内という教育訓練の終了期間は2年延長することができる。なお、予備自衛官全体の約1割が予備自衛官補から予備自衛官に任用されている。一般のコースの予備自衛官補から予備自衛官となり、所定の教育訓練を修了した場合、即応予備自衛官になることも可能である。

自衛官が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための救援に係る災害派遣（2020年）においては予備自衛官が招集されている。

東日本大震災において、即応予備自衛官は、主に被災3県の沿岸地域に派遣され、給水支援や入浴支援、物資輸送等の活動に従事するとともに、行方不明者の搜索活動も行った。予備自衛官は、救援活動に携わる米軍の通訳、医療、部隊の活動の拠点となった駐屯地における業務等に従事した。即応予備自衛官は1,352人、予備自衛官は294人が招集された。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための救援に係る災害派遣においては、医師や看護師の資格を有する予備自衛官が招集され、自衛隊病院等における医療支援等に従事した。能登半島地震においては、交代要員を含めると、医師や看護師の資格を有する予備自衛官20人が巡回診療に従事し、即応予備自衛官183人が物資輸送に従事した<sup>9</sup>。

### 3. 予備自衛官等の充足率の状況

予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の最近の充足率は、それぞれ、図表1、図表2及び図表3のとおりである。

図表1 予備自衛官の充足率

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
充足率	68.0%	69.2%	70.7%	70.9%	71.8%	69.7%	69.8%	69.6%	67.7%	66.3%

（出所）防衛省資料

図表2 即応予備自衛官の充足率

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
充足率	55.9%	54.5%	53.6%	53.4%	53.4%	52.5%	51.6%	50.7%	49.5%	48.4%

（出所）防衛省資料

図表3 予備自衛官補の充足率

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
充足率	65.2%	68.2%	68.3%	67.1%	59.7%	55.7%	54.7%	53.7%	57.0%	65.6%

（出所）防衛省資料

防衛省によると、予備自衛官等の充足率については、改善傾向に転換してきているとされている<sup>10</sup>。具体的には、令和6（2024）年12月20日に取りまとめられた「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」策定以降<sup>11</sup>、予備自衛官等の

<sup>9</sup> 招集に応じた予備自衛官のうち16人、即応予備自衛官のうち21人は、予備自衛官補から任用されている。

<sup>10</sup> 第5回自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議（2025年6月10日）資料

<sup>11</sup> 同基本方針は、令和6（2024）年10月に内閣総理大臣を議長として設置された自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議が取りまとめたものである。令和7（2025）年度中に行われた4.（2）の処遇改善策や（3）カの予備自衛官事業継続給付金はこれを踏まえた施策である。

志願や継続の意欲が向上しているとされる。自衛官を退職する際の予備自衛官等への志願者は、令和6（2024）年度（12月から3月）において、前年度同時期比約10%増加している。また、現役予備自衛官等の任期満了時の継続任用者は、令和6（2024）年度（12月から3月）において、前年度同時期比約30%増加している。さらに、予備自衛官補の充足率は、令和6（2024）年度において、前年度から9ポイント向上している（図表3参照）。

#### 4. 予備自衛官等に係るこれまでの主な施策

##### （1）任用の拡充等

###### ア 予備自衛官等の採用要件等の見直し

予備自衛官については、平成30（2018）年10月に士長以下の採用の年齢要件が37歳未満から55歳未満に引き上げられたほか、令和7（2025）年4月には3曹以上の採用の年齢要件が階級ごとの自衛官の定年年齢に2年を加えた年齢に満たない者から62歳未満に引き上げられた。

即応予備自衛官については、平成30（2018）年10月、士長以下の採用の年齢要件が32歳未満から50歳未満に引き上げられた。

予備自衛官補については、令和6（2024）年1月、予備自衛官補（一般）の採用の年齢要件が18歳以上34歳未満から18歳以上52歳未満に緩和された。

###### イ 予備自衛官及び即応予備自衛官の継続任用期間の柔軟化

令和6（2024）年8月から、予備自衛官及び即応予備自衛官の継続任用時に、当該予備自衛官等の年齢が任用できる上限まで3年に満たない場合であっても3年を超えない範囲で任用できるようになった<sup>12</sup>。なお、任用できる年齢の上限は、予備自衛官については65歳未満、即応予備自衛官については自衛官の定年年齢となっている。

###### ウ 一般公募予備自衛官から即応予備自衛官への任用

平成31（2019）年4月、一般公募予備自衛官のうち<sup>13</sup>、即応予備自衛官への任用を志願する者に対し、所定の教育訓練を行い、基本特技を修得した者を即応予備自衛官に任用する制度が開始された。

###### エ 予備自衛官補（技能）の技能区分の拡大

予備自衛官補制度の導入以降、技能の種類は順次拡充されてきたが、最近では、平成28（2016）年度に海上自衛隊に海技士の資格を有する予備自衛官補（技能）が導入されるなどの拡充が行われたほか、令和3（2021）年度には陸上自衛隊の技能の種類に臨床工学技士や歯科衛生士等が、令和4（2022）年度には陸上自衛隊の技能の種類にサイバー（システム防護）及び保育士が追加された。

###### オ 予備自衛官補の教育訓練の修了期限の延長期間の拡大

予備自衛官補は、3年以内に50日の教育訓練を受けることとなっており、3年という修了期限は1年延長することができたが、令和6（2024）年5月、延長できる期間が1

<sup>12</sup> 自衛隊法第68条及び第75条の8

<sup>13</sup> 一般公募予備自衛官とは、予備自衛官補（一般）から任用された予備自衛官のことをいう。

年から2年に拡大された<sup>14</sup>。

## (2) 処遇改善策

### ア 予備自衛官手当及び即応予備自衛官手当の引上げ

予備自衛官手当は、令和7(2025)年9月に月額4,000円から月額12,300円に、令和8(2026)年4月に月額13,100円に引き上げられた<sup>15</sup>。即応予備自衛官手当は、令和7(2025)年9月に月額16,000円から月額18,500円に、令和8(2026)年4月に月額19,700円に引き上げられた<sup>16</sup>。

### イ 訓練招集手当等の引上げ

予備自衛官の訓練招集手当は、令和7(2025)年9月に日額8,100円から日額11,000円に、令和8(2026)年4月に日額11,600円に引き上げられた<sup>17</sup>。即応予備自衛官の訓練招集手当は、令和7(2025)年9月に日額10,400円～14,200円から日額17,100円～26,300円に、令和8(2026)年4月に日額18,200円～27,200円に引き上げられた。

予備自衛官補の教育訓練招集手当については、令和3(2021)年4月に日額7,900円から日額8,200円に、令和4(2022)年4月に日額8,500円に、令和5(2023)年4月に日額8,800円に、令和8(2026)年4月に日額9,300円に引き上げられた。

### ウ 勤続報奨金の対象拡大と支給額の引上げ

勤続報奨金は<sup>18</sup>、安定的に人員を確保し、中途退職の抑制を図るとともに、できるだけ長期間勤めることを奨励するための施策として、即応予備自衛官の制度導入当初から設けられている。1任期(3年)を成績良好に勤務した場合に支給される勤続報奨金は、令和7(2025)年9月から、予備自衛官も支給対象に加えられ、予備自衛官には1任期につき70,000円が支給されることになった。あわせて、即応予備自衛官の勤続報奨金が1任期につき120,000円から215,000円に引き上げられた。令和6(2024)年度の即応予備自衛官に対する支給実績は、1億1,592万円である。

### エ 任期制自衛官退職時進学支援給付金制度の拡充

令和3(2021)年度から、任期制自衛官として任期満了まで勤務し、国内の大学等に進学して在学中に予備自衛官又は即応予備自衛官に任用されている場合、進学支援給付金が支給されている。令和6(2024)年度に支給対象となる機関に専門職大学が追加され、令和7(2025)年度には大学院、短期大学専攻科、高等専門学校専攻科及び専修学校が追加された<sup>19</sup>。進学支援給付金の年額は、予備自衛官40,000円、即応予備自衛官

<sup>14</sup> 自衛隊法第75条の10

<sup>15</sup> 防衛省の職員の給与等に関する法律第24条の3。予備自衛官手当は、令和7(2025)年以前は、昭和29(1954)年に1,000円、昭和42(1967)年に1,500円、昭和47(1972)年に2,000円、昭和54(1979)年に3,000円、昭和62(1987)年に4,000円となっている。

<sup>16</sup> 防衛省の職員の給与等に関する法律第24条の4

<sup>17</sup> 予備自衛官の訓練招集手当は、令和7(2025)年以前は、昭和29(1954)年に70円、昭和38(1963)年に150円、昭和42(1967)年に200円、昭和46(1971)年に275円、昭和48(1973)年に375円、昭和50(1975)年に550円、昭和52(1977)年に4,000円、昭和56(1981)年に4,700円、昭和63(1988)年に5,600円、平成6(1994)年に8,100円となっている。

<sup>18</sup> 自衛隊法第72条の2及び第75条の8

<sup>19</sup> 専修学校については専門課程のうち高度専門士が付与される課程。

240,000円であったが、令和5(2023)年度に予備自衛官45,000円、即応予備自衛官271,000円、令和6(2024)年度に予備自衛官48,000円、即応予備自衛官291,000円、令和7(2025)年度に予備自衛官356,000円、即応予備自衛官535,800円となっている。令和6(2024)年度の支給実績は、約336万円である。

### (3) 雇用企業の理解と協力を得るための施策等

#### ア 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官が年間30日間の訓練招集や予測困難な災害等招集に応じるためには、雇用する企業も休暇制度等の整備、業務ローテーションの変更、顧客への影響等の負担を負うことになる。そこで、平成10(1998)年3月から、雇用時の支援として、即応予備自衛官が訓練及び災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えられるよう、雇用企業に即応予備自衛官雇用企業給付金が支給されている<sup>20</sup>。給付金は、即応予備自衛官1人当たり月額42,500円、年額510,000円である。令和6(2024)年度の支給実績は、約10億7,793万円である。

#### イ 予備自衛官等協力事業所表示制度

雇用時の支援として、事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度であり、平成27(2015)年12月から開始されている。大臣認定協力事業所と地本長認定協力事業所の2種類があり<sup>21</sup>、令和6(2024)年度の認定実績は、大臣認定が32件、地本長認定が101件である。

#### ウ 雇用主に対する情報提供制度

熊本地震における即応予備自衛官の招集実績を踏まえ、予備自衛官等の招集に係る予見可能性を高めることが雇用主にとって一層重要になるとの考えの下、平成29(2017)年9月、平常時の支援として、予備自衛官又は即応予備自衛官の雇用主の理解と協力を得ることを目的として、防衛省・自衛隊から雇用主に対して、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間等の情報を提供する制度が設けられた<sup>22</sup>。提供される主な情報は、訓練招集に関しては、参加可能な招集訓練の日程、訓練内容、実施場所等、実運用での招集に関しては、招集され自衛官となる期間の見通し等であり、いずれも招集中に負傷した場合には負傷の程度や処置状況等が提供される。

#### エ 即応予備自衛官育成協力企業給付金

一般公募予備自衛官が即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として

<sup>20</sup> 対象は、即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体及び自家営業主（国、地方公共団体、公共法人及び即応予備自衛官本人が自家営業主の場合を除く。）。要件は、①即応予備自衛官との間に以下に該当する雇用関係を有していること。1週間の所定労働時間が30時間以上であり、1年以上引き続き雇用されることが見込まれる。②招集訓練及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとするなどの措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱いをしないこと。③即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めること。

<sup>21</sup> 地本長とは、自衛隊地方協力本部の長のことをいう。自衛隊地方協力本部は、自衛隊の共同の機関であり、自衛隊の受験、見学、質問、相談等の窓口である。

<sup>22</sup> 自衛隊法第73条の2

必要な知識・技能を修得するため、所要の訓練が必要になり、通常の予備自衛官に比べて平素の勤務先を離れる日数が増えることになる<sup>23</sup>。そこで、令和2（2020）年4月、平常時の支援として、雇用企業の理解及び協力を資する給付金制度が設けられた<sup>24</sup>。給付金は、1人当たり560,000円であり、基本特技を取得し、即応予備自衛官に任用された場合に一括で雇用企業に支給される。令和6（2024）年度の支給実績は、448万円である。

#### オ 雇用企業協力確保給付金

東日本大震災や熊本地震の際、予備自衛官等が招集され、災害救援活動に従事し、活動中には予備自衛官等が本業を離れざるを得なくなり、その間の雇用主に対する支援の必要性が明らかになった。そこで、平成30（2018）年10月、招集時の支援として、予備自衛官又は即応予備自衛官が防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等の招集に応じた場合や、招集中における公務上の負傷等により平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を雇用主に支給する制度が新設された<sup>25</sup>。給付金は、日額34,000円であり、予備自衛官等である従業員が平素の勤務先における事業に従事することができなかつた日数分（上限90日）が雇用企業に支給される。令和6（2024）年度の支給実績は、1,887万円である。

#### カ 予備自衛官事業継続給付金

令和7（2025）年9月、招集時の支援として、事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官が防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等の招集に応じた場合や、招集中における公務上の負傷等により平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、当該予備自衛官等に対して、自ら行う事業の継続に資するための給付金が支給される制度が創設された<sup>26</sup>。給付金は、日額34,000円であり、事業を営む予備自衛官等が平素の勤務先における事業に従事することができなかつた日数分（上限90日）が事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官に支給される。

#### キ 総合評価落札方式における加点点評価

平成27（2015）年6月から、防衛省が発注する建設工事の入札手続において、工事現場となる駐屯地等に勤務経験のある予備自衛官等を現場配置する競争参加者については、総合評価落札方式における加点点評価が行われている。退職自衛官である予備自衛官等が部隊の運用等に関する知見をいかし、駐屯地等との調整を円滑に進めることにより、工事の品質の確保に寄与するとの観点から評価するものである。対象となるのは、自衛隊

<sup>23</sup> 基本特技付与のための教育訓練として、基本軽火器特技取得36日間、基本迫撃砲特技取得39日間となっており、最短で2年間を要する。

<sup>24</sup> 対象は、一般公募予備自衛官を雇用する法人その他の団体及び個人事業主（国、地方公共団体、公共法人及び一般公募予備自衛官本人が個人事業主である場合を除く。）。要件は、①一般公募予備自衛官との間に以下に該当する雇用関係を有していること。1週間の所定労働時間が30時間以上であり、申請時において1年以上引き続き雇用されることが見込まれる。②訓練招集等に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとするなど、労働協約又は就業規則等により措置することによって、不利益な取扱いをしないことが明らかであること。③雇用企業内において予備自衛官及び即応予備自衛官制度等の周知に努めること。④一般公募予備自衛官が即応予備自衛官に任用されたときに雇用関係を有すること。

<sup>25</sup> 自衛隊法第73条の3。対象は、予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体及び個人事業主（国、地方公共団体及び公共団体を除く。）。

<sup>26</sup> 自衛隊法第73条の4。対象は、個人事業主等の事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官。

の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場内の工事で予定価格がWTO基準額未満のものである<sup>27</sup>。退職自衛官である予備自衛官又は即応予備自衛官を工事現場に配置する場合に0.5点から2点の評価点が加算される。令和6（2024）年度の適用実績は、346件である。

## 5. 本法律案の概要

予備自衛官等の未充足の状況が続く中、令和6（2024）年12月20日に取りまとめられた「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」では、令和8（2026）年度中に「国家公務員又は地方公務員が予備自衛官等の職を兼ねる場合においても、訓練に参加しやすくするための制度整備を行う」こととされた。

国家公務員及び地方公務員には、職務に専念する義務があり<sup>28</sup>、許可なく報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないことになっている<sup>29</sup>。本法律案は、こうした制度の特例を設けるものであり、その概要は以下のとおりである<sup>30</sup>。

### （1）国家公務員法等の特例

一般職の国家公務員は、予備自衛官等に任用されようとするとき等は、予備自衛官等の職務に従事することについて、当該職員の所轄庁の長の承認を受けることができる（第3条第1項）<sup>31</sup>。第3条第1項の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法の職務に専念する義務に関する規定は、適用しない（同条第3項）<sup>32</sup>。また、第3条第1項の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、国家公務員法の兼業の許可を要しない（同条第4項）<sup>33</sup>。第3条第1項の承認を受けた職員が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する（同条第5項）<sup>34</sup>。

行政執行法人の職員に対する第3条第1項の承認について、所要の読替えを行うほか、当該職員の給与の支給の基準については行政執行法人が定めることとし<sup>35</sup>、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとする（第3条第2項、第6項及び第7項）。

---

<sup>27</sup> WTO基準額は、令和6（2024）年度から8.1億円、令和8（2026）年度から9億円となっている。

<sup>28</sup> 国家公務員法第101条第1項及び地方公務員法第35条

<sup>29</sup> 国家公務員法第104条及び地方公務員法第38条第1項

<sup>30</sup> このほか、目的（第1条）、定義（第2条）、政令への委任（第8条）が定められている。なお、施行期日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされ（附則第1項）、暫定再任用短時間勤務職員等に関する経過措置が定められている（附則第2項）。

<sup>31</sup> 承認の対象は、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、これらの招集に応ずることを含む。なお、招集命令とは、自衛隊法第70条第1項各号又は第75条の4第1項各号の規定による招集命令をいう。

<sup>32</sup> 職務専念義務は免除とされる。

<sup>33</sup> 招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、これらの招集に応ずることを含む。

<sup>34</sup> 訓練招集命令又は教育訓練招集命令に応ずるため勤務しない場合には給与は減額されない。

<sup>35</sup> 第3条第5項の規定を参酌して定めることとされている。

裁判所職員について、第3条第1項、第3項、第4項及び第5項の規定を準用する（第4条）。また、自衛隊員について、第3条第1項、第3項及び第4項の規定を準用するとともに、その場合の給与については政令で定める（第5条）。

## （2）地方公務員法の特例

一般職の地方公務員は、予備自衛官等に任用されようとするとき等は、予備自衛官等の職務に従事することについて、当該職員の任命権者の承認を受けることができる（第6条第1項）<sup>36</sup>。第6条第1項の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、地方公務員法の職務に専念する義務に関する規定は、適用しない（同条第3項）<sup>37</sup>。また、第6条第1項の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、地方公務員法の兼業の許可を要しない（同条第4項）<sup>38</sup>。

特定地方独立行政法人の職員に対する第6条第1項の承認について、所要の読替えを行う（第6条第2項）。

## （3）国の責務

国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、予備自衛官等の職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならないものとする（第7条）。

## 6. おわりに

小泉進次郎防衛大臣は、本法律案が閣議決定された4月3日の記者会見において、「今回の法案は、民間の方々を対象ではありませんが、引き続き、予備自衛官等を雇用する企業におかれましても、公務員に倣った措置を期待しており、今後の更なる予備自衛官の充足率の向上に繋げていきたいと考えています」と述べている。

令和6（2024）年度末における予備自衛官全体に占める公務員の割合は4.3%、即応予備自衛官では1.2%、予備自衛官補では2.9%となっており、予備自衛官等の兼業を行う公務員が倍増しても、予備自衛官等の充足率が大幅に向上するとは考えにくい。やはり、民間企業における取組にどこまで波及するかが充足率向上の重要な要素となるであろう。本法律案において国の責務として明記されているが、予備自衛官等の職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めるための広報活動等の成果が問われることになる。

予備自衛官等の制度に関してはこれまで様々な施策が講じられてきたが、充足率の顕著な向上には至らなかった。本法律案が成立した場合、予備自衛官等の充足率を含めた状況にどのような影響を与えることになるのか、今後の動向が注目されよう。

（あまいけ きょうこ）

<sup>36</sup> 承認の対象は、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、これらの招集に応ずることを含む。

<sup>37</sup> 職務専念義務は免除とされる。なお、職員の給与は条例で定める（地方公務員法第24条第5項）。

<sup>38</sup> 招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、これらの招集に応ずることを含む。